

島根県報

号外第一三三三号

平成十五年十二月二十八日

(金曜日)

目 次

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(廃棄物対策課)

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人事課) 七三

告 示

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正

(廃棄物対策課) 七三

特 定 調 達 公 告

島根県立看護短期大学教務管理システム及び図書管理

(総務課) 七三

システム機器一式に係る随意契約の相手方等

公 企 規 程

島根県企業局事務処理規程の試行運用に係る文書管理

(企業局) 七四

の特例に関する規程

公布された条例等のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(規則第一〇二号)

一 規則の概要

1 一般廃棄物処理施設設置許可申請等の様式を定めることとした。(第二条)

第三条関係

2 多量排出事業者の計画書及び実績報告書の縦覧場所を指定することとした。

(第四条関係)

3 産業廃棄物再生利用業個別指定の申請等について規定を整備することとした。

(第五条 第九条関係)

4 産業廃棄物処理業者について実績報告書の提出を求めることとした。(第十条関係)

5 廃棄物処理施設について維持管理状況報告書の提出を求めることとした。

(第十一条関係)

6 最終処分場埋立終了届出台帳の様式及び台帳の縦覧場所等を定めることとした。(第十二条・第十三条関係)

7 産業廃棄物再生事業者の登録等について規定を整備することとした。(第十四条 第十六条関係)

8 許可証の再交付及び書換え交付について様式を定めることとした。(第十七条関係)

9 申請書等の提出先等を定めることとした。(第十八条関係)

10 島根県事務決裁規則の一部を改正し、産業廃棄物処理業者の実績報告書の受理及び廃棄物処理施設の維持監理状況報告書を受理することを、保健所長の専決事項に追加することとした。(附則第四項関係)

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第一〇二号)

一 規則の概要

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の施行に関する事務に係る保健所長の専決事項について、所要の改正を行うこととした。(別表第五関係)

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

規 則

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県規則第百一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年島根県規則第七十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)

第二条 次の各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定める様式による。

一 法第八条第二項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第一号)

二 省令第四条の四第一項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第一号)

三 省令第四条の十七に規定する報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第三号)

四 省令第五条の三第一項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第四号)

五 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第五号)

六 省令第五条の五第一項及び第五条の十第一項に規定する届出書 一般廃棄物最終処分場理立処分終了届出書(様式第六号)

七 省令第五条の五の二第一項及び第五条の十の二第一項に規定する申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第七号)

八 法第九条の三第一項の規定による届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第

八号) 九 省令第五条の八第一項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第九号)

十 省令第五条の十一第一項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設譲受け許可申請書(様式第十号)

十一 省令第五条の十二第一項に規定する申請書 一般廃棄物許可施設設置者合併認可申請書(様式第十一号)

十二 省令第六条第一項に規定する届出書 一般廃棄物許可施設設置者相続届出書(様式第十二号)

(廃棄物処理施設の設置許可証等)

第三条 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置変更許可証(様式第十三号)を交付するものとする。

2 知事は、法第八条の二第五項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けた一般廃棄物処理施設が前条第一号の申請書に記載した位置、構造等の設置に関する計画に適合していると認めるとき、又は法第十五条の二第五項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けた産業廃棄物処理施設が法第十五条第二項の申請書に記載した位置、構造等の設置に関する計画に適合していると認めるときは、産業廃棄物一般廃棄物処理施設検査済証(様式第十四号)を交付するものとする。

3 知事は、法第九条第五項(法第九条の三十項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による確認を行ったとき、又は法第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の規定による確認を行ったときは、産業廃棄物一般廃棄物廃止確認済証(様式第十五号)を交付するものとする。

4 知事は、法第九条の三第四項ただし書(同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、市町村による一般廃棄物処理施設の設置又はその施設の変更の届出の内容が相当であると認めるときは、設置一般廃棄物処理施設変更届出確認書(様式第十六号)を交付するものとする。

5 知事は、法第九条の五第一項の規定による許可をしたとき、又は法第十五条の四にお

いて読み替えて準用する法第九条の五第一項の規定による許可をしたときは、
物処理施設 譲受け許可証(様式第十七号)を交付するものとする。 一般廃棄物
物処理施設 借受け許可証(様式第十七号)を交付するものとする。 産業廃棄物

6 知事は、法第九条の六第一項の規定による認可をしたとき、又は法第十五条の四にお
いて読み替えて準用する法第九条の六第一項の規定による認可をしたときは、
物許可施設設置者 合併 分割 認可証(様式第十八号)を交付するものとする。 一般廃棄物
物許可施設設置者 産業廃棄物

7 知事は、法第九条の七第二項の規定による届出を受理したとき、又は法第十五条の四
において準用する法第九条の七第二項の規定による届出を受理したときは、
許可施設設置者相続届出受理書(様式第十九号)を交付するものとする。 一般廃棄物
産業廃棄物

(多量排出事業者の処理計画書及び実施状況報告書の縦覧場所)

第四条 省令第八条の四の七及び第八条の十七の四の規定による縦覧の場所は、環境生活
部廃棄物対策課及び多量排出事業者の事業場の所在地を所管する保健所とする。ただし、
一の多量排出事業者が多量の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)又
は特別管理産業廃棄物を生じる複数の事業場を設置している場合において、当該事業場
を所管する保健所が二以上あるときは、環境生活部廃棄物対策課とする。

(産業廃棄物再生利用業個別指定の申請等)

第五条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する指定(以下「産業廃棄物再生
利用業個別指定」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」とい
う。)は、産業廃棄物再生利用業個別指定申請書(様式第二十号)を知事に提出しなけ
ればならない。

2 知事は、前項の規定による申請が、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に
定める基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生利用業個別指定を行うもの
とする。

一 省令第九条第二号に規定する収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)に係る産
業廃棄物再生利用業個別指定 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

イ 再生利用されることが確実な産業廃棄物(以下この項において「対象産業廃棄物」
という。)について、その排出事業者から再生輸送の委託を受ける者であること。

ロ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第十条各号に掲げる基準に
適合すること。

ハ 申請者が再生輸送について排出事業者から代金を受領する場合は、その代金が当

該再生輸送に要する費用を超えないこと。

二 再生輸送により生活環境保全上の支障が生じないこと。

ホ 申請者が、法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

二 省令第十条の三第二号に規定する処分(以下「再生活用」という。)に係る産業廃
棄物再生利用業個別指定 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

イ 対象産業廃棄物について、その排出事業者から処分の委託を受ける者であること。
ロ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第十条の五各号に掲げる基
準に適合すること。

ハ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。

ニ 申請者が再生活用について排出事業者から代金を受領する場合は、その代金が当
該再生活用に要する費用を超えないこと。

ホ 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。

ハ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生活用に係る取引関係が確立しており、
かつ、その取引関係に継続性があること。

ト 再生活用により生活環境保全上の支障が生じないこと。

チ 申請者が、法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

3 知事は、産業廃棄物再生利用業個別指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業個別指
定証(様式第二十一号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

4 産業廃棄物再生利用業個別指定の有効期間は、一年とする。
(変更指定の申請等)

第六条 産業廃棄物再生利用業個別指定を受けた者(以下「再生利用業個別指定業者」と
いう。)は、その指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利
用業個別指定変更指定申請書(様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。た
だし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前項による変更後の指定の有効期間は、従前の指定の残存期間とする。
(変更の届出等)

第七条 再生利用業個別指定業者は、その指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、
当該変更をした日から十日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書(様式第

二十三号) を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事務所及び事業場の所在地

三 再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力

四 再生利用の用に供する施設的方式、構造及び設備の概要

五 再生利用の方法

六 再生利用に係る取引の計画

七 事業開始の予定年月日

2 再生利用業個別指定業者がその指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書(様式第二十四号) を知事に提出しなければならない。

(再生利用業個別指定の取消し)

第八条 知事は、再生利用業個別指定業者が第五条第二項に定める基準に適合しなくなつたときは、産業廃棄物再生利用業個別指定を取り消すことができる。

(再生利用業個別指定業者に係る報告書の徴収)

第九条 再生利用業個別指定業者は、有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、その指定に係る産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の実績を、産業廃棄物再生利用実績報告書(様式第二十五号) により知事に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理業者等に係る実績報告書の徴収)

第十条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式により、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第二十六号)

二 産業廃棄物処分業者 産業廃棄物処分業実績報告書(様式第二十七号)

三 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第二十八号)

四 特別管理産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業実績報告書(様式第二十九号)

(廃棄物処理施設に係る維持管理状況報告書の徴収)

第十一条 次の各号に掲げる施設の設置者は、それぞれ当該各号に定める様式により、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の維持管理状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 政令第五条第一項に規定するごみ処理施設である焼却施設 一般廃棄物処理施設(焼却施設) 維持管理状況報告書(様式第三十号)

二 政令第五条第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設を除く。) 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設) 維持管理状況報告書(様式第三十一号)

三 法第八条第一項に規定するし尿処理施設 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設) 維持管理状況報告書(様式第三十二号)

四 政令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物処理施設(最終処分場) 維持管理状況報告書(様式第三十三号)

五 政令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号又は第十三号の二に規定する焼却施設 産業廃棄物処理施設(焼却施設) 維持管理状況報告書(様式第三十四号)

六 政令第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場 産業廃棄物処理施設(最終処分場) 維持管理状況報告書(様式第三十五号)

七 前二号に掲げるもの以外の産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設(中間処理施設) 維持管理状況報告書(様式第三十六号)

(最終処分場埋立終了届出帳)

第十二条 法第十九条の十第一項に規定する台帳は、最終処分場埋立終了届出帳(様式第三十七号) によるものとする。

(最終処分場埋立終了届出帳の閲覧)

第十三条 法第十九条の十第三項の規定による閲覧の請求は、最終処分場埋立終了届出帳閲覧申請書(様式第三十八号) により行わなければならない。

2 前項の閲覧の場所は、環境生活部廃棄物対策課とする。

(廃棄物再生事業者登録申請書等)

第十四条 政令第十五条第一項に規定する申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第三十九号) によるものとする。

2 政令第十七条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第四十号) によるものとする。

(登録廃棄物再生事業者の変更の届出)

第十五条 政令第十八条の規定による変更の届出は、登録廃棄物再生事業者変更届出書(様式第四十一号)により行わなければならない。

(登録廃棄物再生事業者の事業場の休止等の届出)

第十六条 政令第十九条の規定による休止等の届出は、登録廃棄物再生事業者事業場休止届出書(様式第四十二号)により行わなければならない。

(許可証等の再交付及び書換え交付)

第十七条 法、政令、省令及びこの規則の規定による許可、認可、登録又は指定(以下「許可等」という。)を受け、許可証、認可証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者のうち次に掲げる者は、許可証等をき損し、汚損し、又は亡失したときは、許可証等再交付申請書(様式第四十三号)を知事に提出し、許可証等の再交付を申請することができる。

一 法第八条第一項、第九条第一項、第九条の五第一項(法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けた者

二 法第九条の六第一項(法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による認可を受けた者

三 法第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者

四 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定を受けた者

2 次に掲げる者は、許可証等の記載事項に変更を生じたときは、許可証等書換え交付申請書(様式第四十四号)を知事に提出し、許可証等の書換え交付を受けなければならない。

一 法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十四条の五第一項の規定による許可を受けた者
二 法第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者
三 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定を受けた者

3 第一項各号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに知事にその許可証等を返納しなければならない。

一 許可証等の再交付を受けた後亡失した許可証等を発見したとき。

二 許可等に係る事業を廃止したとき。

三 許可等を取り消されたとき。

(申請書等の提出先等)

第十八条 法、政令、省令及びこの規則により知事に提出する申請書等の提出先及び提出部数は、別表による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(改正前の様式による申請等に係る経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりされた申請、届出その他の手続は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりされた申請、届出その他の手続とみなす。

(実績報告書の提出に係る特例)

3 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、第十条の規定にかかわらず、平成十六年二月十五日までに、平成十五年三月三十一日までの一年間について、実績報告書を提出しなければならない。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

4 島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第五保健所の項第三号地方機関の長専決事項の欄の7中「第十条第一項又は第二項」を「第十七条第一項又は第二項」に改め、同欄中7を9とし、6の次に次のように加える。

7 施行細則第十条の規定により、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の実績報告書を受理すること。

8 施行細則第十一条の規定により、廃棄物処理施設の維持管理状況報告書を受理すること。

別表

申請書等	提出先	提出部数
<p>省令第八条の二十七、第八条の二十九及び第八条の三十八に規定する管理票交付者等の報告書</p> <p>省令第九条の二第一項、第十条の九第一項、第十条の十一第一項、第十条の十二第一項、第十条の二十二第一項及び第十条の二十三第二項に規定する申請書等（産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）</p> <p>第十条に規定する実績報告書</p> <p>第十七条第一項及び第二項に規定する再交付等の申請書</p> <p>法第十二条第七項及び第八項並びに第十二条の二第八項及び第九項に規定する多量排出事業者の計画書等</p>	<p>当該申請等に係る事務所若しくは事業場（事務所又は事業場が二以上ある場合にあつては、主たる事務所又は事業場）又は施設の設置場所若しくは所在地（以下「申請等に係る事務所等」という。）を所管する保健所長（申請等に係る事務所等が島根県外のみにある場合にあつては、知事）</p> <p>多量排出事業者の事業場の所在地を所管する保健所長（一の多量排出事業者が多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生じる複数の事業場を設置している場合において、当該事業場を所管する保健所が二以上あるときを除く。）</p> <p>知事（一の多量排出事業者が多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生じる複数の事業場を設置している場合において、当該事業場を所管する保健所が二以上ある</p>	<p>一部</p> <p>一部</p>

<p>その他の申請書等</p>	<p>申請等に係る事務所等を所管する保健所長</p>	<p>二部</p>	<p>法第十五条第二項に規定する産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び省令第十二条の九第一項に規定する産業廃棄物処理施設変更許可申請書</p>	<p>当該施設の設置場所を所管する保健所長</p>	<p>二部（政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設については、法第十五条第五項に規定する生活環境の保全に係る関係がある市町村の数に二を加えた部数）</p>	<p>第二条第一号に規定する一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び同条第四号に規定する一般廃棄物処理施設変更許可申請書</p> <p>当該施設の設置場所を所管する保健所長</p> <p>二部（政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設については、法第八条第五項に規定する生活環境の保全に係る関係がある市町村の数に二を加えた部数）</p> <p>ときに限る。）</p>
-----------------	----------------------------	-----------	--	---------------------------	---	--

様式第 1 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
許 可 の 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他の一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
事 務 処 理 欄		

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
一般廃棄物の搬入、搬出の時間及び方法に関する事項		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍	
	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額		本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称			割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

手数料欄

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

- 4 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を で囲むこと。
- 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 2部（政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全上関係がある市町村の数に2を加えた部数）を提出すること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(市町村又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項 (同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

注 印の欄は記入しないこと。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(市町村又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の 3 月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	m ³
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
事 務 処 理 欄	

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 2 項第14号八及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号口の規定により測定されたものを記載すること。
- 3 2 部を提出すること。

様式第 4 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号		第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$	$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$
	面積	m^2	面積
埋立容量	m^3	埋立容量	m^3
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
許可の年月日		年 月 日	
許可番号		第 号	
事務処理欄			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき。）

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 籍	
			住	所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額		
			割	合

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

手数料欄

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書にすること。
- 3 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 1 項第 5 号へに規定する排出基準等に掲げる項目等に係る変更後の数値
- 4 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 6 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 7 2 部（政令第 5 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設については、法第 8 条第 5 項に規定する生活環境の保全上関係がある市町村の数に 2 を加えた部数）を提出すること。

様式第 5 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(市町村又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項 (同法第 9 条の 3 第 10 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 名 称			
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所			
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類			
許 可 (届 出) の 年 月 日 及 び 許 可 (届 出) 番 号		年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	省令第 5 条の 4 (第 5 条の 9 において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更		
	省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 理 由		(廃止・休止・再開の別)	
廃 止 若 し く は 休 止 又 は 再 開 の 年 月 日		年 月 日	
事 務 処 理 欄			

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
 2 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 3 「省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 5 2 部を提出すること。

様式第 6 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(市町村又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項 (同法第 9 条の 3 第10項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設 置 場 所	
許可 (届出) の年月日及び許可 (届出) 番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
事 務 処 理 欄	

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m ³)	性 状

注 1 印欄は記入しないこと。

2 2部を提出すること。

様式第 7 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(市町村又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項 (同法第 9 条の 3 第10項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可 (届出) の年月日 及び許可 (届出) 番号	年 月 日 第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類 及び数量	
埋立地の面積及び埋立ての 深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
事務処理欄	

注 1 印の欄は記入しないこと。

2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。

3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

4 2部を提出すること。

様式第 8 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
届 出 の 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他の一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
事 務 処 理 欄		

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
一般廃棄物の搬入、搬出の時間及び方法に関する事項		

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を で囲むこと。
- 7 2部を提出すること。

様式第 9 号 (第 2 条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 名称及び代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理施設を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 7 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		$m^3 / 日 () 時間$	$m^3 / 日 () 時間$
		$t / 日 () 時間$	$t / 日 () 時間$
		$m^3 / 時間$	$m^3 / 時間$
	$t / 時間$	$t / 時間$	
	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	
	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		

変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
事 務 処 理 欄	

注 1 印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書にすること。

3 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第1項第5号へに規定する排水基準等に掲げる項目等に係る変更後の数値

4 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

6 2部を提出すること。

様式第10号 (第2条関係)

一般廃棄物処理施設^{譲受け}借受け^{許可申請書}

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設^{譲受け}借受け^{の許可を受け}たいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
譲受け等の許可の年月日	年 月 日 第 号
譲受け等の許可番号	
事務処理欄	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 籍	
			住	所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額		
			割	合

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

手数料欄

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 2部を提出すること。

様式第11号 (第 2 条関係)

一般廃棄物許可施設設置者^{合併}認可申請書_{分割}

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項の規定により、^{合併}分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	
認 可 の 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号	第 号
事 務 処 理 欄	

合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の 5 以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍	
	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額		住	所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本	籍	
		割 合	住	所	

合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第 4 条の 7 に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

手数料欄

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 の欄から の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 2部を提出すること。

様式第12号 (第 2 条関係)

一般廃棄物許可施設設置者相続届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
事務処理欄	

相続人

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所

法定代理人 (申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号子に規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

事務処理欄

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 「相続人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。
- 4 2部を提出すること。

様式第13号 (第 3 条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可証
変更

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。
第 9 条第 1 項 変更

島根県知事



許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第14号 (第 3 条関係)

指令 第 号

一般廃棄物、産業廃棄物
処理施設検査済証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で申請のあった下記の施設の使用前検査については、検査の結果、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを認める。

年 月 日

島根県知事

印

記

施設の種類		許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
施設の設置場所			

様式第15号 (第 3 条関係)

指令 第 号

一般廃棄物 最終処分場廃止確認済証
産業廃棄物

住 所

氏 名

(市町村又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった下記の一般廃棄物 最終処分場の廃止の確認については、検査の結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条 第 5 項に第15条の 2 の 5 第 3 項において読み替えて準用する同法第 9 条第 5 項に規定する基準に適合していることを認める。

年 月 日

島根県知事

印

記

施設の種類		許可 (届出) の年月日及び 許可 (届出) 番号	年 月 日 第 号
施設の設置場所			

様式第16号 (第3条関係)

指令 第 号

一般廃棄物処理施設設置
変更届出確認書

住 所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で届出のあった下記施設の一般廃棄物処理施設設置 (変更) 届出書につ
いては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に
より、届出の内容が相当であることを確認した。

年 月 日

島根県知事



記

施設の種類	
施設の設置場所	

様式第17号 (第 3 条関係)

一般廃棄物 処理施設 譲受け 許可証
産業廃棄物 借受け

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 5 第 1 項 の規定により、
第15条の 4 において読み替えて準用する第 9 条の 5 第 1 項

譲受け 借受け の許可を受けた 一般廃棄物 産業廃棄物 処理施設であることを証する。

島根県知事

印

譲受け 借受け 許可年月日	年 月 日	譲受け 借受け 許可番号	第 号
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

様式第18号 (第 3 条関係)

一般廃棄物 許可施設設置者 合併認可証
産業廃棄物 分割

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 6 第 1 項 の規定により、一般廃棄物
第15条の4において準用する第9条の6第1項 産業廃棄物

処理施設の許可施設設置者の合併認可を受けたことを証する。
分割

島根県知事

印

認 可 の 年 月 日

年 月 日

認 可 番 号

第 号

合併又は分割の相手
方の名称、代表者の
氏名及び住所

許可の年月日及び許
可番号

年 月 日 第 号

施設の種類及び処理
する一般廃棄物の種
産業廃棄物の種
類

設 置 場 所

処 理 能 力

認 可 の 条 件

留 意 事 項

施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。

様式第19号 (第 3 条関係)

一般廃棄物、
産業廃棄物 許可施設設置者相続届出受理書

年 月 日

住 所
氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 7 第 2 項 の規定により、
第15条の4において準用する第9条の7第2項 年

月 日付けで届出のあった一般廃棄物、
産業廃棄物 許可施設設置者相続届出書については、受理した。

島根県知事 印

受 理 の 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	第 号
被相続人の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

様式第20号 (第 5 条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物再生利用業個別指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 5 条第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の方法		
再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再生利用に係る取引の計画	排出事業者との取引の計画	
	再生活用により得られる有用物の利用に関する計画	
事業開始予定年月日		年 月 日

- 注 1 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (8) 申請者が法第14条第 5 項第 2 号イからへに該当しない旨を記載した書類
 - (9) 事務所及び事業場付近の見取図
 - (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類
- 3 2部を提出すること。

様式第21号 (第 5 条関係)

指令 第 号

産業廃棄物再生利用業個別指定証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で申請のあった産業廃棄物再生利用業個別指定については、廃棄物の処理及び清
掃に関する法律施行規則 第 9 条 第 2 号
第 10 条の 3 第 2 号の規定により、下記のとおり指定します。

年 月 日

島根県知事



記

事業 の 範 囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再 生 利 用 の 方 法		
再生利用の用に供する施設の種類の、 設置場所及び能力		
指 定 の 期 限		

様式第22号 (第 6 条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 6 条第 1 項の規定により、産業廃棄物再生利用業個別指定の変更指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

指 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
事業の範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変更に係る再生利用の方法		
変更に係る再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
変更に係る再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再生利用に係る取引の計画	排出事業者との取引の計画	
	再生活用により得られる有用物の利用に関する計画	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

- 注 1 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 次に掲げる書類及び図面のうち、内容に変更があるものを添付すること。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類

- (3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (8) 申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した種類
 - (9) 事務所及び事業場付近の見取図
 - (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類
- 4 2部を提出すること。

様式第23号 (第 7 条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

以下のとおり産業廃棄物再生利用業個別指定に係る事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名		
変 更 の 内 容 事務所及び事業場の所在地		
再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再 生 利 用 の 方 法		
再生利用に係る取引の計画		
事業開始予定年月日		
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

- 注 1 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
 2 2部を提出すること。

様式第24号 (第7条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

以下のとおり産業廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条第2項の規定により届け出ます。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止した事業の範囲	
廃 止 年 月 日	年 月 日

様式第25号 (1) (第 9 条関係)

産業廃棄物再生利用実績報告書 (年度)
再生輸送業

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の再生利用の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
産業廃棄物の種類	委 託 者 (排出事業者)	輸 送 先	輸 送 量 (t 又は m ³)
	住 所	所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	事 業 場 の 名 称	

注 1 指定の有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、当該指定に係る実績を提出すること。
 2 委託者とは、報告者に再生利用を委託した者をいう。

様式第25号 (2) (第 9 条関係)

産業廃棄物再生利用実績報告書 (年度)
再生活用業

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の再生利用の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
産業廃棄物の種類	委 託 者 (排出事業者)	再 生 活 用	活用量 (t 又は m ³)
	住 所	事 業 場 の 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	再 生 利 用 の 方 法	

- 注 1 指定の有効期間の満了日の属する月の翌日未までに、当該指定に係る実績を提出すること。
2 委託者とは、報告者に再生利用を委託した者をいう。

様式第26号 (第10条関係)

産業廃棄物収集運搬業実績報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の収集運搬実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

許 可 番 号			担 当 者 氏 名					
報告年度 (4 月 1 日から翌年 3 月31日まで) における産業廃棄物の収集運搬受託量 (t 又は m ³)								
廃棄物の種類	単 位	受 託 量	島根県 内から島 根県内	島根県内から島根県外			島根県外から島 根県内	
				() 県	() 県	() 県	() 県	() 県
燃え殻								
汚泥								
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類								
紙くず								
木くず								
繊維くず								
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず								
ガラスくず等								
鋳さい								
がれき類								
家畜ふん尿								
家畜の死体								
ばいじん								
13号廃棄物								
建設混合廃棄物								
その他 ()								
計								

- 注 1 の欄は、島根県内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。
- 2 の欄は、島根県外の排出事業場から島根県内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

様式第27号 (第10条関係)

産業廃棄物処分業実績報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

処 分 の 方 法						
許 可 番 号		担 当 者 氏 名				
報告年度 (4月1日から翌年3月31日まで) における産業廃棄物の処分受託量 (t 又は m ³)						
廃棄物の種類	単 位	受託量	島根県内から島根県内	島 根 県 外 か ら 島 根 県 内		
				() 県	() 県	() 県
計						
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法						単位: t 又は m ³
廃棄物の種類	処分量	単 位	処 分 の 方 法	処 分 先 名 称		
				処 分 先 所 在 地		
			委託処分 自家処分			
			委託処分 自家処分			
			委託処分 自家処分			

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。
- 2 の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。
- 3 の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。
- 4 の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものにレ印を付けること。
- 5 の欄及び の欄は、自家処分の場合も記入すること。

様式第28号 (第10条関係)

特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の収集運搬実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

許 可 番 号			担 当 者 氏 名					
報告年度 (4 月 1 日から翌年 3 月31日まで) における特別管理産業廃棄物の収集運搬受託量 (t 又は m ³)								
廃棄物の種類	単 位	受 託 量	島根県 内から島 根県内	島 根 県 内 から 島 根 県 外			島根県外から島 根県内	
				() 県	() 県	() 県	() 県	() 県
揮発性廃油								
廃油 (有害)								
廃酸 (pH2.0以下)								
廃酸 (有害)								
廃アルカリ (pH14.5以上)								
感染性産業廃棄物								
廃石綿等								
廃PCB等								
燃え殻								
汚泥								
鉱さい								
ばいじん								
計								

注 1 の欄は、島根県内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。
 2 の欄は、島根県外の排出事業場から島根県内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

様式第29号 (第10条関係)

特別管理産業廃棄物処分業実績報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

処 分 の 方 法							
許 可 番 号				担 当 者 氏 名			
報告年度 (4 月 1 日から翌年 3 月31日まで) における特別管理産業廃棄物の処分受託量 (t 又は m ³)							
廃棄物の種類	単 位	受託量	島根県内から島根県内	島 根 県 外 か ら 島 根 県 内			
				() 県	() 県	() 県	
計							
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法							単 位 : t 又は m ³
廃棄物の種類	処分量	単 位	処 分 の 方 法	処 分 先 名 称			
				処 分 先 所 在 地			
			委託処分				
			自家処分				
			委託処分				
			自家処分				
			委託処分				
			自家処分				

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。
- 2 の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。
- 3 の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。
- 4 の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものにレ印を付けること。
- 5 の欄及び の欄は、自家処分の場合も記入すること。

様式第30号 (第11条関係)

一般廃棄物処理施設 (焼却施設) 維持管理状況報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許可(届出)年月日	年	月	日	許可(届出)番号	第 号
許可(届出)能力	1日当たり処理能力		t	技術管理者氏名	
	1時間当たり処理能力		t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	法第8条許可(届出)施設		法第9条の3届出施設		
処理する一般廃棄物の種類					
処理実績 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処 理 量	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)	
	可 燃 ご み	t	t	t	
		t	t	t	
		t	t	t	
	併せて処理された産業廃棄物	t	年間総合計処理量	t	
処理後の廃棄物の処理量 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処 理 量	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別	
	燃 え 殻	t		委託・自家	
	ば い じ ん	t		委託・自家	
	汚 水	m ³		委託・自家	
	汚 泥	m ³		委託・自家	
溶 融 ス ラ グ	t		委託・自家		
施設の維持管理状況					
焼却施設の排出ガス測定の実施結果 (4月1日から翌年3月31日までの測定)				排出される排ガス・排水・処理後の廃棄物中のダイオキシン類の測定結果	単位
測 定 月 日	月 日	月 日	単位	排 出 ガ ス	
排出ガス量(乾き)				排 出 水	
ば い じ ん				燃 え 殻	
硫黄酸化物(SO _x)				ば い じ ん	
窒素酸化物(NO _x)				廃酸・廃アルカリ	
塩 化 水 素				汚 泥	

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。

様式第31号 (第11条関係)

一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) 維持管理状況報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所				
許可(届出)年月日	年 月 日	許可 (届出) 番号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	t	技 術 管 理 者 氏 名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	法第8条許可 (届出) 施設		法第9条の3届出施設	
処理する一般廃棄物の種類				
処理実績 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量 (単位)	処理量内訳 (自家処理分)	処理量内訳 (受託処理分)
	併せて処理された産業廃棄物		年間総合計処理量	
処理後の廃棄物の処理量 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量 (単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家

注 1 液状・泥状物は容量 (m³) で記載し、その他のものは重量 (t) で記載すること。

2 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。

様式第32号 (第11条関係)

一般廃棄物処理施設 (し尿処理施設) 維持管理状況報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許可(届出)年月日	年	月	日	許可 (届出) 番号	第 号
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	m ³		技術管理者氏名	
	1時間当たり処理能力	m ³		1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	法第8条許可(届出)施設			法第9条の3届出施設	
処理する一般廃棄物の種類					
処理実績 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量 (単位)	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)	
	し 尿	m ³	m ³	m ³	
	浄 化 槽 汚 泥	m ³	m ³	m ³	
		m ³	m ³	m ³	
	併せて処理された産業廃棄物	m ³	年間総合計処理量	m ³	
処理後の廃棄物の処理量 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量 (単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別	
	汚 水	m ³		委託・自家	
	汚 泥	m ³		委託・自家	
	燃 え 殻	t		委託・自家	
	ば い じ ん	t		委託・自家	
				委託・自家	
し尿処理施設の排水水測定の実施結果 (4月1日から翌年3月31日までの測定)					
測 定 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	単 位
B O D					
C O D					
浮 遊 物 質					
全 窒 素					
全 <small>りん</small> 燐					

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。

様式第33号 (第11条関係)

一般廃棄物処理施設 (最終処分場) 維持管理状況報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所						
許可(届出)年月日	年 月 日		許可 (届出) 番号	第 号		
許可(届出)能力	埋 立 面 積	m ²	技術管理者氏名			
	埋 立 容 量	m ³	年度当初埋立残余容量	m ³		
最終処分場の種類	法第8条許可(届出)施設			法第9条の3届出施設		
処理する一般廃棄物の種類						
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃棄物の種類	埋 立 量	報 告 量 区 分	埋 立 量		
	一 般 廃 棄 物	m ³	年間合計埋立量	m ³		
	併せて処理された産業廃棄物	m ³	年度末残余容量	m ³		
点 検 実 施 状 況	放流水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)					
遮水工の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	最 大 値	最 小 値	単 位	測定回数	
	水素イオン濃度					
擁壁の点検 異常なし・措置必要	B O D					
	C O D					
調整池の点検 異常なし・措置必要	浮 遊 物 質					
	窒 素 含 有 量					
浸出水処理設備の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	測定結果	単 位	測 定 項 目	測定結果	単 位
	アルキル水銀化合物			チ オ ベ ン カ ル プ		
周縁地下水の水質 異常なし・措置必要	水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物			ベ ン ゼ ン		
	カドミウム及びその化合物			セレン及びその化合物		
上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	鉛及びその化合物			ほう素及びその化合物		
	有機燐化合物			ふっ素及びその化合物		
	六価クロム化合物			アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	砒素及びその化合物			ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱 油 類)		
	シ ア ン 化 合 物			ノルマルヘキサン抽出物質 (動 植 物 油 脂 類)		
	P C B			フェノール類含有量		
	トリクロロエチレン			銅 含 有 量		
	テトラクロロエチレン			亜 鉛 含 有 量		
	ジクロロメタン			溶 解 性 鉄 含 有 量		
	四 塩 化 炭 素			溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量		
	1・2 ジクロロエタン			ク ロ ム 含 有 量		
	1・1 ジクロロエチレン			大 腸 菌 群 数		
	シス 1・2 ジクロロエチレン			窒 素 含 有 量		
	1・1・1 トリクロロエタン			燐 含 有 量		
	1・1・2 トリクロロエタン			ダ イ オ キ シ ン 類		
	1・3 ジクロロプロペン					
	チ ウ ラ ム					
シ マ ジ ン						

注 1 「施設の種類」の欄及び の欄から の欄までの各欄は、該当する項目を で囲むこと。
 2 の欄にすべてを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第34号 (第11条関係)

産業廃棄物処理施設 (焼却施設) 維持管理状況報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所						
許可(届出)年月日	年	月	日	許可(届出)番号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	t		技術管理者氏名		
	1時間当たり処理能力	t		1日当たり稼働時間		
施設の種類 (政令第7条)	第3号(汚泥) 第12号(PCB)		第5号(廃油) 第13号の2(その他の廃棄物)		第8号(廃プラスチック類)	
処理する産業廃棄物の種類						
処理実績(4月1日 から翌年3月31日 までの処理量)	産業廃棄物の種類	処 理 量		左のうち特別管理産業廃棄物の処理量		
	汚 泥	m ³		m ³		
	廃 油	m ³		m ³		
	廃プラスチック類	t		t		
	その他の廃棄物 (廃酸及び廃アルカリ)	m ³		m ³		
	その他の廃棄物 (上記以外)	t		t		
	併せて処理できると された一般廃棄物			年間総合計処理量		
処理後の廃棄物の 処理量(4月1日 から翌年3月31日 までの処理量)	産業廃棄物の種類	処 理 量		処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別	
	燃 え 殻	t			委託・自家	
	ば い じ ん	t			委託・自家	
	廃酸及び廃アルカリ	m ³			委託・自家	
汚 泥	m ³			委託・自家		
施設の維持管理状況						
焼却施設の排出ガス測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)				排出される排ガス・排水・処理後の廃棄物中のダイオキシン類の測定結果		単位
測 定 月 日	月 日	月 日	単位	排 出 ガ ス		
排出ガス量(乾き)				排 出 水		
ば い じ ん				燃 え 殻		
硫酸化物(SO _x)				ば い じ ん		
窒素酸化物(NO _x)				廃酸・廃アルカリ		
塩 化 水 素				汚 泥		

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。

様式第35号 (1) (第11条関係)

産業廃棄物処理施設 (最終処分場) 維持管理状況報告書 (年度)
管理型最終処分場

年 月 日

島根県知事

様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所						
許可(届出)年月日	年 月 日		許可 (届出) 番号	第 号		
許可 (届出) 能力	埋 立 面 積	m ²	技術管理者氏名			
	埋 立 容 量	m ³	年度当初埋立残余容量		m ³	
最終処分場の種類	管理型最終処分場					
処理する産業廃棄物の種類						
処理実績 (4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃棄物の種類	埋立量	報告量区分	埋立量		
	産業廃棄物	m ³	年間合計埋立量	m ³		
	併せて処理できるとされた一般廃棄物	m ³	年度末残余容量	m ³		
点検実施状況	放流水の測定結果 (4月1日から翌年3月31日までの測定)					
遮水工の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	最 大 値	最 小 値	単 位	測定回数	
擁壁の点検 異常なし・措置必要	B O D					
	C O D					
調整池の点検 異常なし・措置必要	浮 遊 物 質					
	窒 素 含 有 量					
浸出水処理設備の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	測定結果	単 位	測 定 項 目	測定結果	単 位
周縁地下水の水質 異常なし・措置必要	アルキル水銀化合物			チ オ ベ ン カ ル プ		
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物			ベ ン ゼ ン セレン及びその化合物		
上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	カドミウム及びその化合物			ほう素及びその化合物		
	鉛及びその化合物			ふっ素及びその化合物		
	有機燐化合物			アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	六価クロム化合物			ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)		
	砒素及びその化合物			ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)		
	シ ア ン 化 合 物			フェノール類含有量		
	P C B			銅 含 有 量		
	トリクロロエチレン			亜鉛含有量		
	テトラクロロエチレン			溶解性鉄含有量		
	ジクロロメタン			溶解性マンガン含有量		
	四塩化炭素			クロム含有量		
	1・2 ジクロロエタン			大腸菌群数		
	1・1 ジクロロエチレン			窒素含有量		
	シス 1・2 ジクロロエチレン			磷含有量		
	1・1・1 トリクロロエタン			ダイオキシン類		
	1・1・2 トリクロロエタン					
1・3 ジクロロプロペン						
チ ウ ラ ム						
シ マ ジ ン						

注 1 の欄から の欄までの各欄は、該当する項目を で囲むこと。
2 の欄にすべてを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第35号 (2) (第11条関係)

産業廃棄物処理施設 (最終処分場) 維持管理状況報告書 (年度)

安定型最終処分場

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許 可 (届 出) 年 月 日	年	月	日	許 可 (届 出) 番 号	第 号
許 可 (届 出) 能 力	埋 立 面 積	m ²		技 術 管 理 者 氏 名	
	埋 立 容 量	m ³		年 度 当 初 埋 立 残 余 容 量	m ³
最 終 処 分 場 の 種 類	安定型最終処分場				
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類					
処 理 実 績 (4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 31 日 ま で の 埋 立 処 理 量)	廃 棄 物 の 種 類	埋 立 量	報 告 量 区 分	埋 立 量	
	産 業 廃 棄 物	m ³	年 間 合 計 埋 立 量	m ³	
			年 度 末 残 余 容 量	m ³	
点 検 実 施 状 況	浸透水の測定結果 (4 月 1 日 から 翌 年 3 月 31 日 ま で の 測 定)				
擁 壁 の 点 検 異 常 な し ・ 措 置 必 要	測 定 項 目	最 大 値	最 小 値	単 位	測 定 回 数
	B O D				
調 整 池 の 点 検 異 常 な し ・ 措 置 必 要	C O D				
	測 定 項 目	測 定 結 果 (単 位)	測 定 項 目	測 定 結 果 (単 位)	
展 開 検 査 実 施 回 数 回 / 年 度	ア ル キ ル 水 銀 化 合 物		1・2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン		
	安 定 型 廃 棄 物 以 外 の 混 入 が 認 め ら れ た 年 月 日	総 水 銀	1・1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		
年 月 日	カ ド ミ ウ ム		シ ス - 1・2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		
	鉛		1・1・1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン		
周 縁 地 下 水 の 水 質 異 常 な し ・ 措 置 必 要	六 価 ク ロ ム		1・1・2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン		
	砒 素		1・3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン		
上 記 の 措 置 を 講 じ た 場 合 は、措 置 を 講 じ た 年 月 日 及 び 措 置 内 容	全 シ ア ン		チ ウ ラ ム		
	P C B		シ マ ジ ン		
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン		チ オ ベ ン カ ル プ		
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン		ベ ン ゼ ン		
	ジ ク ロ ロ メ タ ン		セ レ ン		
	四 塩 化 炭 素				

注 1 の欄から の欄までの各欄は、該当する項目を で囲むこと。

2 の欄にすべてを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第36号 (第11条関係)

産業廃棄物処理施設 (中間処理施設) 維持管理状況報告書 (年度)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所				
許可(届出)年月日	年 月 日	許可 (届出) 番号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	t	技術管理者氏名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	政令第7条第 号施設			
処理する産業廃棄物の種類				
処理実績 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処理量 (単位)	左のうち特別管理産業廃棄物の処理量(単位)	
		併せて処理できるとされた一般廃棄物		年間総合計処理量
処理後の廃棄物の処理量 (4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処理量 (単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家

注 1 液状・泥状物は容量 (m³) で記載し、その他のものは重量 (t) で記載すること。

2 「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。

様式第37号 (第12条関係)

(表面)

最終処分場埋立終了届出台帳

設 置 者	住所	管 理 予 定 者	氏 名
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		連絡先 電話番号 ()

設置場所	最終処分場の種類 (産業廃棄物の場合に限る。)
------	----------------------------

許可 (届出) 年月日及び番号 年 月 日 第 号	埋 立 地	面積 m ²	埋め立てた廃棄物の種類及び量 m ³
埋立処分開始年月日 年 月 日		埋立ての深さ 最大 m 平均 m	
埋立処分終了年月日 年 月 日		覆土の厚さ m	埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項
廃止確認年月日 年 月 日			

埋立処分の方法

(裏面)

- 備考 1 省令第5条の5の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書に添付された同令第5条の5の2第2項第3号若しくは第4号(同令第5条の10の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は同令第12条の11の2第1項の申請書に添付された同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点に最も近い時点に行われた水質検査の結果を添付すること。
- 2 次に掲げる図面を添付すること。
- (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 当該施設の周辺の地図
- 3 届出台帳は、永久に保管すること。

様式第38号 (第13条関係)

最終処分場埋立終了届出台帳閲覧申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者

氏 名

最終処分終了届出台帳を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

最終処分場の設置 場所	
設置者の住所	
設置者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
閲覧申請の理由又は利用目的	

注 の欄及び の欄は、不明の場合は空欄のまま申請すること。

様式第39号 (第14条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第15条第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
事業内容	
施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料	
手数料欄	

- 注 1 印の欄は記入しないこと。
2 印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
3 2部を提出すること。

様式第40号 (第14条関係)

指令 第 号

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを、下記のとおり証明する。

年 月 日

島根県知事



記

事業場の所在地

事業の内容

登録の年月日及び登録番号

年 月 日 第 号

様式第41号 (第15条関係)

登録廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録廃棄物再生事業者の登録事項の変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業場の所在地	
登録の年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
手数料欄	

注 1 印の欄は記入しないこと。

2 2部を提出すること。

様式第42号 (第16条関係)

登録廃棄物再生事業者事業場 廃止
休止 届出書
再開

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃止
廃棄物再生事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり
届出ます。再開

事業場の所在地	
登録の年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃止 (休止・再開) した年月日	年 月 日
廃止 (休止・再開) した理由	

- 注 1 廃止したときにあつては、登録証明書を添付すること。
2 2部を提出すること。

様式第43号 (第17条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可証等の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可証等の種類		許可等の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由			

注 き損し、又は汚損したときにあつては、許可証等を添付すること。

様式第44号 (第17条関係)

許可証等書換え交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可証等の書換え交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可証等の種類		許可等の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項			
変 更 内 容			
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 書換えに係る許可証等を添付すること。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百二号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和四十五年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五保健所の項第四号地方機関の長専決事項の欄の2を削る。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

告 示

島根県告示第十二号

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成五年島根県告示第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

目次中「第二十一条」を「第二十條」に、「第二十二条 第二十四條」を「第二十一条 第二十三條」に改める。

第二条第四号中「第十五條の二の四第一項」を「第十五條の二の五第一項」に改め、同条第六号中「第十四條第四項又は第十四條の四第四項」を「第十四條第六項又は第十四條の四第六項」に改める。

第六条第一項及び第十四條第一項中「第十五條の二の四第一項」を「第十五條の二の五第一項」に改める。

第十五條を次のように改める。

（適用除外）

第十五条 設置予定者等が、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は島根県環境影響評価条例（平成十一年島根県条例第三十四号）に定める環境影響評価の手続を行う場合には、この章（第十二条を除く。）の規定は、適用しない。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十一条とし、第二十四条を第二十三条とする。

様式第三号の注の2中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。
様式第四号を削る。

附 則

この告示は、平成十五年十二月一日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年11月28日

島根県知事 澄 田 信 義

(1) 購入等件名及び数量

島根県立看護短期大学教務管理システム及び図書管理システム機器一式

(2) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

島根県総務部総務課 島根県松江市殿町1番地

(3) 随意契約の相手方を決定した日

平成15年9月30日

(4) 随意契約の相手方の氏名及び住所

新日鉄ソリューションズ株式会社大分支社 大分県大分市東春日町17番20号

(5) 随意契約に係る契約金額

28,375,502円

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 随時契約
随時契約
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2
号の規定による。

公営企業管理規程

島根県企業局事務処理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程をここに公布
する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第十号

島根県企業局事務処理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、島根県企業局事務処理規程（昭和三十五年島根県電気事業管理規程
第四号。以下「事務処理規程」という。）に規定する総合文書管理システム（以下「シ
ステム」という。）の試行運用に係る文書の管理について、事務処理規程の特例を定め
るものとする。

(文書管理の特例)

第二条 総務課長が別に定める方法により、システムを用いた電磁的記録を原本として扱
うための決裁及び供覧の処理を行った場合は、事務処理規程第二十八条及び第二章第一
節から第五節までに規定する手続により処理されたものとみなす。

(ファイルの管理の特例)

第三条 前条の手続により処理された場合は、システムに記録されたその案件に係る情報
については、事務処理規程第二章第六節の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十一月二十八日印刷
平成十五年十一月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）